

ID: 6

担当部署: 税務課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	赤平市債権管理条例 第9条第1項		
例規番号	平成23年条例第16号		
<p>【根拠条文】 (延滞金)</p> <p>第9条 市長等は、債務者が公債権を納入しないときは、法令、他の条例に定めがあるものを除き、第6条の規定により指定した期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、当該金額に年14.6パーセント(当該指定期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(赤平市道路占用料徴収条例(昭和31年条例第6号)に規定する占用料及び赤平市都市計画下水道事業受益者負担金条例(昭和63年条例第10号)に規定する受益者負担金にあっては、年14.5パーセント(当該指定期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント)の割合)を乗じて得た金額を延滞金として徴収する。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>3 第1項の規定により延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満である時は、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>4 第1項の規定による延滞金の確定額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満である時は、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>5 市長等は、災害その他特別の事情があると認めるときは、延滞金を免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び附則第3項の規定による。 (延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 8

担当部署: 税務課

処分の概要	遅延損害金の徴収		
例規名 根拠条項	赤平市債権管理条例 第10条第1項		
例規番号	平成23年条例第16号		
<p>【根拠条文】 (遅延損害金)</p> <p>第10条 市長等は、債務者が私債権を納入しないときは、第6条の規定により指定した期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、当該金額に年14.6パーセントの割合を乗じて得た金額を遅延損害金として徴収する。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>3 市長等は、災害その他特別の事情があると認めるときは、遅延損害金を免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日